

複数年にわたる業務委託へのスライド条項
(賃金水準の変動を反映した契約金額の変更)の適用について

これまで、複数年にわたる業務委託では、契約期間中の人件費の変動について、あらかじめ変動を想定して入札を行っているものとして、契約金額の変更を行っていませんでした。

しかし、近年、愛知県の最低賃金は毎年3%程度上昇しており変動が大きく、事業者の健全経営や業務の適正な履行確保の観点から、既に工事契約で採用されている制度を参考に「スライド制度」を適用し、最低賃金に一定以上の変動がみられた場合に、2年目以降の契約金額を変更できる制度を導入します。

1 制度概要

複数年にわたる業務委託において、最低賃金に一定以上の変動がみられた場合に、2年目以降の契約金額を変更できる制度を導入します。

2 対象契約

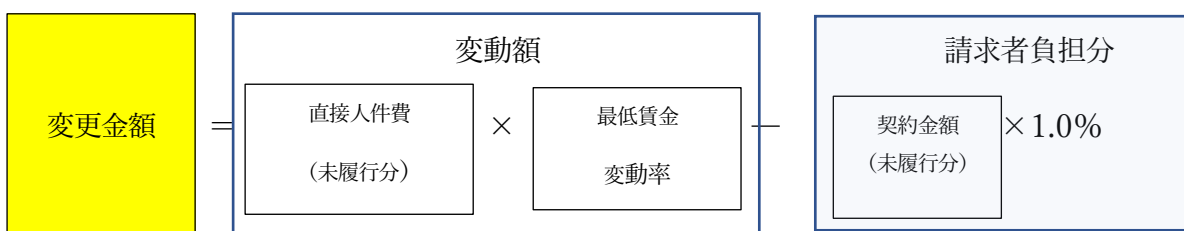
履行期間が1年を越える委託契約のうち、直接人件費の割合が高く、人件費単価が低い契約で、次の4業種を対象とします。

建築物清掃、建築物警備（機械警備を除く）、事務関連、施設の運営・管理

※対象となる契約は、入札公告等に対象契約であることを明記するとともに、特記仕様書を添付し、当該特記仕様書において、連動する賃金水準及び変更金額の算出方法を明示します。

3 契約金額の変更の考え方

履行開始日から12か月経過後に、未履行分の金額の「直接人件費」に相当する額に「最低賃金変動率」を乗じて変動額を算出し、この変動額から、未履行分の契約金額に「1.0%」を乗じた請求者負担分を差し引いた金額を変更契約とします。



※契約変更にあたっては、スライド協議の請求が必要です。請求書は、履行開始日から12か月経過後（2回目以降は前回スライドから12か月経過後）以降に提出してください。

4 導入時期

令和2年1月以降に入札公告等を行い、令和2年度から履行期間が始まる案件から導入します。

契約の変更は1年経過後からのため、実際に金額を変更するのは令和3年度からです。

※すでに公告済み、又は契約済の案件は、本制度の対象となりません。

名古屋市住宅供給公社

総務課 経理係